

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び香川県職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年1月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第1号

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び香川県職員定数条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県立病院事業の設置等に関する条例及び香川県職員定数条例の一部を改正する条例（平成25年香川県条例第64号）の施行期日は、平成26年3月1日とする。